

弓削商船高等専門学校		開講年度	令和02年度 (2020年度)	授業科目	海事法規3 (航海)			
科目基礎情報								
科目番号	5A24		科目区分	専門 / 必修				
授業形態	講義		単位の種別と単位数	履修単位: 1				
開設学科	商船学科		対象学年	5				
開設期	前期		週時間数	前期:2				
教科書/教材	海事法: 海事法研究会編 (海文堂)							
担当教員	野々山 和宏							
到達目標								
海事法規において、特に運航実務者(航海士及び船長)として重要な法を深く理解、修得する。								
ルーブリック								
	理想的な到達レベルの目安		標準的な到達レベルの目安		未到達レベルの目安			
海事に関する各法規の適用例を説明することができる	各海事法規の目的や概要を把握した上で、各海事事象についてその適用内容を説明できる		各海事法規の目的や概要を大まかに把握し、その適用例を挙げることができる		各海事法規の目的や概要を大まかにも把握できない、または適用例を挙げられない			
ある海事事象について該当する法規を見つけ出し、法の規定内容を説明することができる	その海事事象に対応する法規を特定し、条文や政令から規定内容を説明できる		その海事事象に対応する法規を特定し、関係する条文を抜き出せる		その海事事象に対応する法規を特定できない、または関係条文を抜き出せない			
学科の到達目標項目との関係								
教養 C3 専門 E3								
教育方法等								
概要	海事法規において、特に運航実務者(航海士及び船長)として重要な法を深く理解、修得する。 養成施設引当て科目(単位): 航海コース [船舶職員法・海難審判法(0.2), 船舶法・トン測法・船舶安全法(0.1), 海洋汚染防止法(0.2), 検疫法(0.1), 水先法(0.1), 関税法(0.1), 海商法(0.1), 国際公法(0.1)]							
授業の進め方・方法	座学の講義を基本とし、理解の手助けとなるよう海技試験問題等を例示する。							
注意点	他人に不快感を与えない服装で出席すること。							
実務経験のある教員による授業科目								
授業計画								
	週	授業内容			週ごとの到達目標			
前期	1stQ	1週	船長として必要な法のガイダンス					
		2週	船舶職員及び小型船舶操縦者法及びこれに基づく命令①			船舶職員及び小型船舶操縦者法の適用例が把握できる		
		3週	船舶職員及び小型船舶操縦者法及びこれに基づく命令②			船舶職員及び小型船舶操縦者法の適用例が把握できる		
		4週	水先法及びこれに基づく命令			水先法の適用例が把握できる		
		5週	海難審判法及びこれに基づく命令			海難審判法の適用例が把握できる		
		6週	検疫法及びこれに基づく命令			検疫法の適用例が把握できる		
		7週	関税法及びこれに基づく命令			関税法の適用例が把握できる		
		8週	中間試験					
	2ndQ	9週	船舶安全法及びこれに基づく命令			船舶安全法の適用例が把握できる		
		10週	海洋汚染及び海洋災害の防止に関する法律及びこれに基づく命令①			海洋汚染及び海洋災害の防止に関する法律の適用例が把握できる		
		11週	海洋汚染及び海洋災害の防止に関する法律及びこれに基づく命令②			海洋汚染及び海洋災害の防止に関する法律の適用例が把握できる		
		12週	海商法①			海商法の構成、概要が説明できる		
		13週	海商法②			海商法の構成、概要が説明できる		
		14週	海商法③			海商法の構成、概要が説明できる		
		15週	主要国際公法の概要 主要国際公法の概要 (SOLAS条約、STCW条約、MARPOL条約、国連海洋法条約)			主要な国際公法の構成や概要を認識し、それらの成立経緯や国際公法間の関係が説明できる		
		16週	期末試験					
評価割合								
	試験	発表	相互評価	態度	ポートフォリオ	その他	合計	
総合評価割合	70	0	0	0	0	30	100	
知識の基本的な理解	50	0	0	0	0	0	50	
思考・推論・創造への適応力	20	0	0	0	0	0	20	
態度・志向性(人間力)	0	0	0	0	0	10	10	
総合的な学習経験と創造的思考力	0	0	0	0	0	10	10	
主体的・継続的な学習意欲	0	0	0	0	0	10	10	